

① どの権利で保護する？

	<p>自分で創作したキャラクター</p> <p>キャラクター自体に権利は発生しません。</p>
	<p>キャラクターを描いた絵画</p> <p>美術の著作物として著作権によって保護されます。</p>
	<p>キャラクターのロゴマークを付けた商品</p> <p>商品の提供者を識別するために商品に付けるマークとして商標登録すれば商標権によって保護されます。</p>
	<p>キャラクターの置物</p> <p>物品「置物」のデザインとして意匠登録すれば意匠権によって保護されます。</p> <p>立体的形状をマークにした立体商標として商標登録すれば商標権でも保護されます。</p>
	<p>キャラクターをデザインしたTシャツ</p> <p>商品「被服」の出所表示として商標登録すれば商標権でも保護されます。</p> <p>キャラクターを使用するには、著作権(複製権)が必要となります。</p>

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp